

一部繰上償還を実施します！

実施は1月と7月のみ
年に2回のチャンスです！

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

一部繰上償還は、借受人の希望により貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。元金が減ると、利息の負担も少なくなります。自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

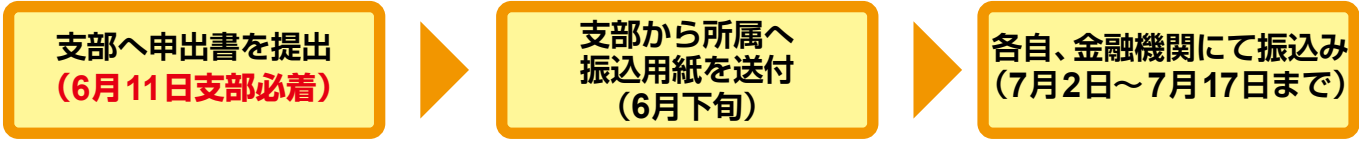
申出締切日

平成30年6月11日(月) 必着 (期限にかかわらず、早めの提出をお願いします。)

申出方法

「一部繰上償還申出書(様式第11号)」を作成し、82円切手2枚を添付の上、郵送又は持参してください。(提出の際には必ず控えをとり、所属で保管をしてください。)

手続きの流れ(7月一部繰上償還)



- 一部繰上償還できる金額は、毎月償還のみの場合 10万円以上、ボーナス併用償還の場合 20万円以上で、1円単位となります。
- 申出書は、所属所保管の「貸付事務の手引き」からコピーするか、当支部ホームページからダウンロードして使用してください。
- 未償還元金の把握には償還表の「2018年7月」の欄をご覧ください。
- ボーナス併用償還の場合、希望の繰上償還額に経過利息が加算されます。経過利息分の金額については、入金額等の連絡時にお伝えします。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、6・8・9・10・12・2・3月に実施します。全額繰上償還を希望する月の前月10日(休祭日の場合は翌開庁日)までに、「全額繰上償還申出書」と82円切手1枚を提出してください。

4月に他共済への返済で住宅
貸付けを借りた方必見！

完了報告書の提出はお済みですか？

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

共済組合の住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けを受けた方は、完了後、速やかに「完了報告書」と申込事由別の添付書類を提出する必要があります。

なお、平成30年4月に他共済への返済で貸付けを受けられた方も提出が必要です。
異動前の共済組合へ返済後、領収書の写しを添付の上、速やかに提出してください。

※「完了報告書」の様式は、貸付けが決定された際に貸付決定通知書と併せて送付しております。様式を紛失した場合は、所属所に配布されている「貸付事務の手引き(平成15年6月)」の様式集から各自コピーしてください。

最終提出期限(貸付月の翌月から6ヶ月以内)を過ぎても提出がない場合は・・・？

→ **一括返済を求めたり、今後の貸付けを制限させていただきます。**